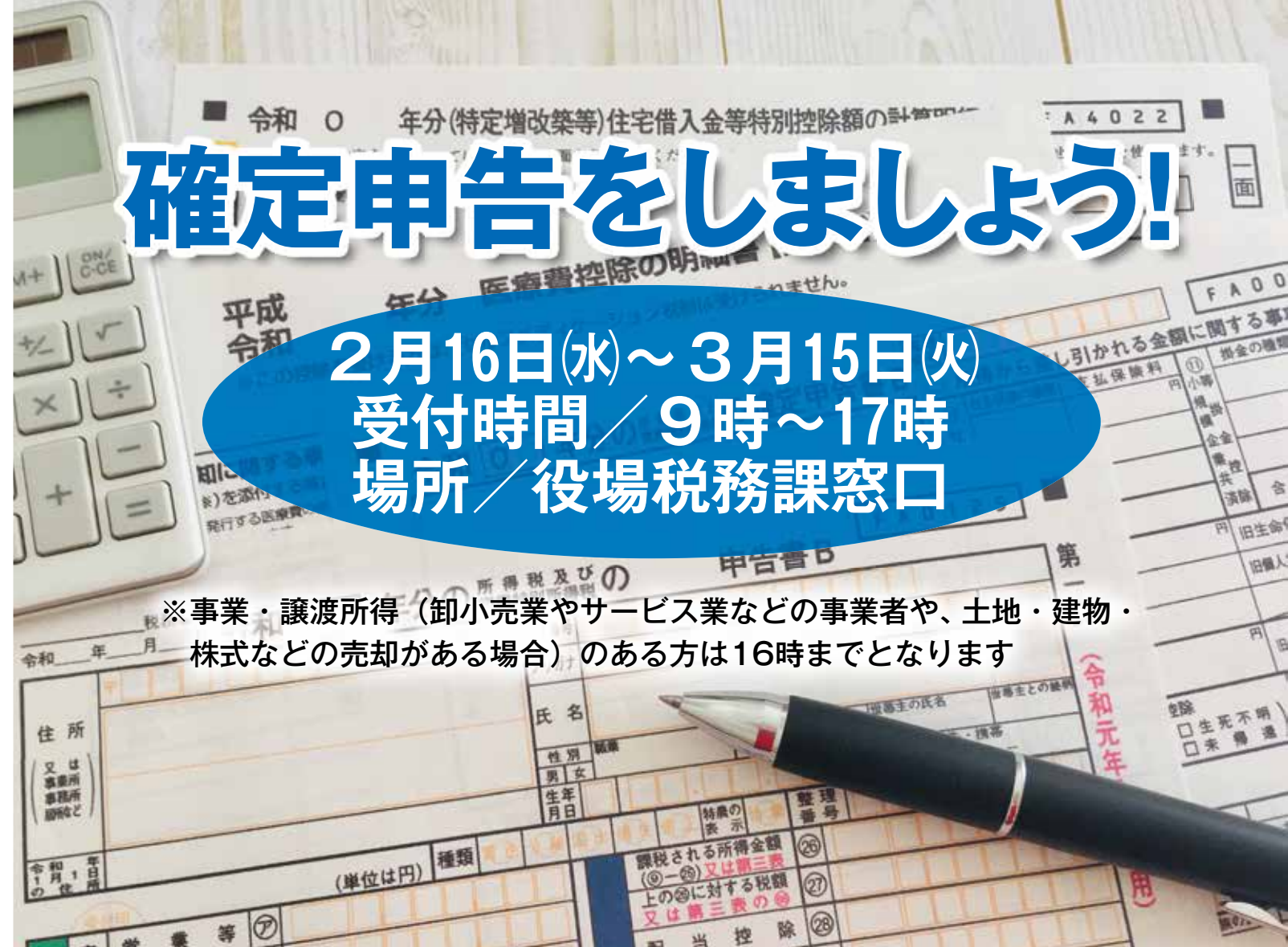


確定申告をしましょう!

2月16日(水)～3月15日(火)
受付時間 / 9時～17時
場所 / 役場税務課窓口

※事業・譲渡所得（卸小売業やサービス業などの事業者や、土地・建物・株式などの売却がある場合）のある方は16時までとなります



確定申告に必要な主な書類は?

- ・収入の確認できる書類(源泉徴収票や収支内訳書など)
- ・所得控除に係る証明書など(生命保険や地震保険などの控除証明書など)
- ・本人名義の銀行など口座のわかるもの(通帳など)
- ・マイナンバーのわかるもの
- ※今回から、印鑑は不要になります。
- ※申告の内容により、必要書類などが異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。

医療費控除の対象は?

医療費控除の対象額は、所得の5%か10万円のどちらか少ない方を超えた部分となります。

領収書は、個人ごとかつ病院・薬局ごとに仕分け、小計および合計を計算してお越しくください。

医療保険者が発行するもので必要事項(被保険者などの氏名、療養を受けた年月、療養を受けた者、療養を受けた医療機関などの名称、被保険者などが支払った医療費の額、保険者などの名称)の記載がある「医療費通知」を添付することで、領収書の仕分けや計算を省略することができます。

※「医療費通知」に記載のない部分は、領収書の仕分けや計算が必要です。

川湯地区の方、土・日しか都合のつかない方へ

例年どおり、川湯消防会館でも2

月19日(土)、20日(日)9時30分～正午、13時～16時(20日は正午まで)に受付します。川湯地区の方や土・日曜日しか都合のつかない方は、こちらをご利用ください。

※20日(日)は午前のみとなりますので、ご注意ください。

税務署で申告を検討されている方へ

税務署では、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、確定申告会場への入場の際「入場整理券」が必要となります。整理券は会場で当日配布されますが、国税庁LINE公式アカウントからも事前発行しています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆さんへ

令和3年度分国税・後期保険料減免のお知らせ

左記の条件を満たした場合、免除または減免を受けられる可能性があります。役場健康こども課保険年金係(☎482-2935) (課直通)までご相談ください。申請期限は3月31日(木)までです。

(収入減少基準)

- ①主たる生計者のいずれかの収入金額が令和2年と比べて3割以上減少し、前年所得が0円以下でない
- ②令和2年の合計所得金額が1千万円以下
- ③減少した所得以外の令和2年の所得が4百万円以下

問い合わせ先/役場税務課係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)

事業者の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症に関する支援のお知らせ

◆事業復活支援金のご案内

国では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が令和4年3月までの見通しを立てられるよう、売り上げ減少に応じた額を一括給付します。

▶対象者/令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上高が、平成30年11月～令和3年3月の任意の同じ月の売上高より30%以上減少した事業者

▶給付額/支援金の給付額は、下の表の金額を上限に、次の計算式によって求めます。

$$\text{給付額} = \text{基準期間の売上高} - \text{対象月の売上高} \times 5$$

(売上高の比較に用いた年の11月～3月の売上高合計) (令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上高)

売上高減少率	個人	法人		
		(年間売上高が1億円以下)	(年間売上高が1億円超～5億円)	(年間売上高が5億円超)
50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

- ▶申込/申請用WEBページから電子申請 ※1月31日の週から受付開始予定
- ▶問い合わせ先/事業復活支援金事務局相談窓口 ☎ 0120-789-140 (無休8時30分～19時)
- ◆新型コロナウイルス感染症関連各種支援金の相談・サポートを行います
- 町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する各種支援金の相談や申請サポートを行います。
- ▶会場/町公民館1階 研修室
- ▶日時/2月15日(火)・16日(水) 9時30分～16時30分のうち、1事業所1時間程度

問い合わせ先/観光商工課商工振興係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)

令和3年分の確定申告が2月16日(水)から始まります。事前に必要な準備をしっかりと期限内に必ず申告するようにしましょう。承ください。

どうして確定申告が必要なの?

確定申告とは、前年の1年間に生じた全ての収入から経費を引いた所得の金額と、それに応じた所得税の額を計算し、その年に納めなければいけない所得税の過不足を清算する手続きです。勤務先で年末調整をされて既に所得税を清算している方など、一部の方を除いた皆さんは必ず確定申告をしなければなりません。

窓口に来られる方へお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組として、マスクの着用・受付時の検温および消毒の実施にご協力をお願いします。


昨年同様、座席数を少なく設けますので、待ち時間が長くなってしまふことが想定されますので、ご了承ください。

申告書作成から提出までの流れ

- ①ホームページへアクセス
<https://www.keisan.nta.go.jp>
- ②申告書を作成
画面の案内に従って金額などを入力して作成
- ③申告書を提出
(1)印刷して郵送などにより税務署へ提出
(2)e-Taxにより送信
※事前準備が必要です。詳しくはe-Tax ホームページをご覧ください。(https://www.e-tax.nta.go.jp)

令和3年分からはさらに便利に

ICカードリーダーなしで、パソコンの画面に表示された2次元バーコードをマイナンバーカードの読取対応したスマホで読み取れば、マイナンバーカードを使って送信できます!



問い合わせ先
釧路税務署 (☎0154)5100)

確定申告は自宅でできます!

確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策にもなりやすし、「3密」を防ぐため、パソコンやスマートフォンをお持ちの方は、ぜひご自宅で確定申告をお願いします。

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」では、申告書などをパソコンやスマートフォンで作成し、印刷して郵送による提出やe-Taxを利用して送信することができます。自宅で作成することができると、役場に出向く必要もありませんし、待ち時間もありません。

確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です。

